室蘭市教育委員会学校教育課長

小中学校における新型コロナウイルス感染症の自宅療養や待機の考え方(変更)について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本市教育行政にご協力頂きありがとうございます。

さて、令和4年2月3日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の自宅療養や待機の考え方(変更)について」にて自宅療養・自宅待機等の考え方についてお知らせしたところですが、文部科学省からオミクロン株に関しての新たな対応が示されたため、児童生徒への対応と考え方を以下のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、変更後の自宅療養・自宅待機等の考え方は、本日時点での濃厚接触者及び感染の可能性がある 人とその同居家族にも適用します。

【大前提】児童生徒本人や家族等に、発熱や咳等の症状があれば出勤・登校はせずに、医療機関を受診するとともに、症状が無くなるまで自宅療養とするようご協力願います。

~変更点~

- ・濃厚接触者や感染の可能性のある人(児童生徒)は、陽性者との最終接触日等の翌日から5日間の自宅待機とする。
 - ※1 濃厚接触者や感染の可能性がある人となった場合の自宅待機は5日間ですが、2日目及び 3日目の抗原定性検査キットを用いた検査により陰性確認ができれば、3日目で待機解除が 可能です。(健康観察は7日間継続してください。)
 - ※2 抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いてください。また、無症状者に対する検査には、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いた抗原定性検査キットを使用してください。
- ・同居の家族が濃厚接触者や感染の可能性がある人となった場合の3日間の自宅待機を不要とする。(感染不安がある場合には自宅待機)

~~自宅療養・自宅待機等の考え方~~

| 一一一日七旗後・日七付城寺の石人力で | | | | | | | | | |
|---|------|--------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|
| 対 象 者 | 疫学検査 | 自宅療養・ 自宅待機期間 | | | | | | | |
| | | 0 日 目 | 1 日 目 | 2 日 目 | 3 日 目 | 4 日 目 | 5 日 目 | 6 日 目 | 7 日 目 |
| 感染者 | 有 | 発症日 | 保健所が指示する期間を療養期間とする | | | | | | |
| 濃厚接触者 (保健所が判断) | 有 | と能濃 最性厚 | 5日間自宅待機 ※注1 (7日間の健康観察 ※注2) | | | | | 登校可能 (健康観察) | |
| 感染の可能性がある人 (学校が判断) | 無 | 後に接触者や | 5日間自宅待機 ※注1 (7日間の健康観察 ※注2) | | | | | 登校可能 (健康観察) | |
| 同居の兄弟が濃厚接触者 や感染の可能性がある人 となった又は学級閉鎖等 | 無 | したべ | | | | | | | |

- ※注1 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査により陰性確認ができれば、3日目で 待機解除が可能です。
- ※注2 7日間の健康観察期間中は、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。

~~ お子さんが感染した(検査の結果、陽性者となった)時の対応 ~~

速やかに学校や先生に連絡し、お子さんの感染をお知らせ下さい。

(発症日、検査を受けた日、学校以外の習い事などの情報、行動履歴等)

学校と連絡が付かない場合



- ① 市役所の代表電話 0143-22-1111にご連絡下さい。 (感染者の氏名、学校名、学年・クラス、保護者名、連絡先電話番号を伺います。)
- ② 教育委員会の担当者から学校職員に連絡します。
- ③ 学校側からご家庭に連絡をしますので詳細をお知らせ下さい。
- ※風邪等の症状が出た場合は、かかりつけ医か北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター (0120-501-507 24時間対応)か、最寄りの診療・検査医療機関に連絡して下さい。

感染対策にご協力ください

現在、室蘭でも感染者数が急増しており、人との接触の機会が増えることが予想されるお盆の時期は、更なる感染者の増加が懸念されます。 感染を拡大させないため、基本的な感染防止策(必要な場面でのマスクの 着用、手洗い、三密の回避、換気等)の徹底にご協力をお願いします。 ※マスクは、熱中症のリスクが高い場面では外す等、熱中症対策を優先の上、着用ください。